

# 日本メンテナンス工業会「表彰制度」規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本規程は、日本メンテナンス工業会（以下、工業会）に属する会員会社（協力会社 含む）、およびその従業員のプラントメンテナンス業における職務に対する意欲向上 を促すとともに、この業界で社会的責任を担う企業の組織活動の更なる活性化と人 材確保につなげることを目的とする。

### (表彰内容)

第2条 プラントメンテナンス業全般の発展、メンテナンスに関わる技術・技能、人材育成および社会的貢献等において顕著な成果を収めたと工業会で認定した企業・団体および個人の業績、技術・製品・システム・ツール等に対して表彰する。

### (表彰の対象)

第3条 表彰は、工業会に属する会員会社（協力会社含む）、およびその従業員と技術・製品・システム・ツール等し、次に掲げる業績を対象とし、その区分毎に行う。

#### 1. メンテナンスマイスター賞

- 卓越したメンテナンス技能を有する高度技能者

#### 2. メンテナンススペシャリスト賞

- メンテナンスの特定領域において、優れた技術または技能を有し、活躍している技能者

#### 3. メンテナンス技術賞

- メンテナンス分野における作業合理化・安全品質向上などに寄与する技術・工法・製品・システム・ツール等

#### 4. メンテナンス奨励・普及賞

- メンテナンス分野において技能・技術の奨励・普及・伝承や業界の魅力発信、人材育成に尽力している個人・チーム・団体

#### 5. 日本メンテナンス工業会賞

- 日本メンテナンス工業会の活動等を通じて業界全般の発展に寄与した功労者
- メンテナンスに関わる技能・技術の伝承等での人材育成に関わる分野で、業界で模範となる成果を収めた企業
- 社会的な貢献・功績、災害時や緊急時の行動等により、業界の名誉を高めた、あるいは業界の模範となった企業、団体、個人

## 第2章 表彰の実施

### (申請の方法)

第4条 申請の方法は、次に掲げる方法による

1. 工業会会員企業は、本規程での表彰に相当する事案があるときは、代表者名を持って工業会事務局に申請する。  
ただし、日本メンテナンス工業会賞は除く。
2. 各委員会は、委員会活動等を通じて本規程での表彰に相当する事案があるときは、委員長名を持って工業会事務局に申請する。
3. 前2項の各申請にあたっては、「表彰申請書」（様式－1）、「申請元評価表」（様式－2）を使用する。

### (審査)

第5条 申請の受付、審査は、次の通りとする。

1. 事務局は表彰申請の募集を行い、工業会会員企業・委員会からの、申請事案の受付を行う。
2. 事務局は申請事案を取りまとめ、審査会を開催し、対象案件を選定する。
3. 審査は、申請元の評価を参考に、「表彰審査評価表」（様式－3）で評価する。
4. 審査会の評価結果を受け、理事会で決定する。  
なお、日本メンテナンス工業会賞については、該当する企業、団体、個人を総務委員長または事務局が推薦し、理事会に発議する。
5. 審査会は、評価提案委員及び総務委員長の構成とする。評価が難しい場合は専門家の意見を聞くことも可とする。

### (表彰および公表)

第6条 表彰、および公表は、次の通りとする。

1. 毎年6月に開催される定期総会後の懇親会の席上で表彰する。
2. 授賞者（複数の場合は代表者）へは、表彰状と記念品の授与を行う。
3. 工業会ホームページ、会報等で受賞案件・内容を広く公表する。

付則

1. この規程は、平成28年12月8日から施行する。
2. 一部改訂を実施し、平成30年9月6日から施行する。
3. 一部改訂を実施し、令和6年9月6日から施行する。
4. 一部改訂を実施し、令和8年9月4日から施行する。

以 上